

新型コロナウイルス感染症対策

(単位:百万円)

項目名	11月補正 予算額	減額 補正分	令和3年度 現計予算額	令和2年度 までの 累計予算額	11月補正後 累計予算額
○ 感染拡大防止対策と 医療提供体制の整備	227	△3,401	43,045	29,017	68,888
○ 雇用の維持・事業の継続	3	△424	5,232	10,303	15,114
○ 県民の生活支援	1,221	—	2,005	3,359	6,585
○ 学校の再開・学びの保障	—	—	227	160	387
○ 地域経済の回復・活性化	2,739	—	2,307	4,097	9,143
○ 感染症に強い社会・経済 構造の構築	—	—	176	889	1,065
合 計	4,190	△3,825	52,992	47,825	101,182

I 感染拡大防止対策と 医療提供体制の整備

11月補正予算額:227百万円

1 医療提供体制の整備・強化

1 医療従事者活動支援事業（143百万円）

【内容】

新型コロナウイルス感染症患者の治療や看護等に従事する医療従事者の活動を支援するもの。

- ・感染症患者治療等業務手当補助（1日あたり3千円又は4千円）

<問い合わせ先>
健康福祉部医務国保課

2 新型コロナウイルスワクチン接種の推進

1 新型コロナウイルスワクチンコールセンター運営等事業 (8百万円)

【内容】

3回目のワクチン接種に対応するため、県民からの副反応等への問い合わせに対応するコールセンターの運営を継続するもの。

<問い合わせ先>
健康福祉部薬務感染症対策課

2 新型コロナウイルスワクチン接種の推進

2 ワクチン副反応医療体制確保事業（10百万円）

【内容】

3回目のワクチン接種に対応するため、かかりつけ医等からの副反応等に関する専門医療機関への相談体制を継続し、必要に応じて受診できる体制を確保するもの。

<問い合わせ先>
健康福祉部薬務感染症対策課

3 福祉サービス提供体制の確保

1 介護・障害福祉サービス感染防止対策継続支援事業 (39百万円)

【内容】

介護、障害福祉サービスの継続的な提供にあたり、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に要する経費に対する介護報酬等の特例措置（基本報酬の0.1%分上乗せ）が、令和3年9月末で終了することに伴い、かかり増し経費を支援するもの。

<問い合わせ先>
健康福祉部長寿社会対策課
障害福祉課

4 情報発信の強化

1 情報発信強化事業（20百万円）

【内容】

年末年始の人流増加時期等に、新型コロナウイルス感染症に関する情報を正確、迅速に発信するもの。

- ・新型コロナウイルス感染症に関する情報提供や感染防止等の啓発
- ・3回目のワクチン接種に関する情報提供

<問い合わせ先>
健康福祉部健康福祉総務課

5 その他

1 SNSを活用した心のケア相談事業（7百万円）

【内容】

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることに伴う県民の心の変調に対応するため、現状の相談支援体制に加え、SNSを活用した相談支援を行うもの。

<問い合わせ先>
健康福祉部障害福祉課

Ⅱ 雇用の維持・事業の継続

11月補正予算額:3百万円

1 県内事業者の事業継続支援

1 中小企業者等向け経営相談体制強化事業（3百万円）

【内容】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、厳しい環境にある県内企業を支援するため、(公財)かがわ産業支援財団の専門家相談窓口を、令和4年3月末まで延長するもの。

<問い合わせ先>
商工労働部産業政策課

Ⅲ 県民の生活支援

11月補正予算額: 1, 221百万円

1 県民の生活支援

1 生活福祉資金貸付事業（1,221百万円）

【内容】

新型コロナウイルス感染症の影響による休業等から収入が減少し、一時的な資金が必要な方への緊急貸付けの原資を、事業実施主体である香川県社会福祉協議会に追加補助するもの。

①緊急小口資金

- ・貸付上限額 10万円（学校の休業等の特例：20万円）
- ・償還期限 2年（据置期間1年以内）
- ・無利子、保証人不要

②総合支援資金

- ・貸付上限額 月20万円（単身世帯は月15万円）
- ・貸付期間 原則3月以内
- ・償還期限 10年（据置期間1年以内）
- ・無利子、保証人不要

<問い合わせ先>
健康福祉部健康福祉総務課

IV 地域経済の回復・活性化

11月補正予算額:2,739百万円

1 事業者のチャレンジ支援

1 香川県営業活動回復加速化支援金（2,476百万円）

【内容】

全国的な緊急事態措置や本県におけるまん延防止等重点措置区域の適用解除を受け、地域経済が回復に向けて動き出していく中で、なお、新型コロナウイルス感染症の影響が残る事業者を下支えする支援を行うことにより、早期の営業活動の回復や次の事業展開につなげるもの。

- ・対象者：①主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行う事業者
②上記①に該当する事業者と直接の取引がある事業者
③県内の飲食事業者と直接又は間接の取引がある事業者
④飲食事業者
- ・支給要件：令和3年10月から12月の県内事業所での売上の合計額が、令和元年又は平成30年同期比で20%以上減少していること 等
- ・支給額：上限30万円／事業者
※ただし、売上の減少額を上限とする。

<問い合わせ先>
商工労働部産業政策課

2 公共交通機関の支援

1 公共交通等利用回復緊急支援事業（230百万円）

【内容】

県内公共交通機関等の維持・確保を図るため、公共交通事業者等が実施する新しい生活様式に対応するための取組み等に要する経費に対して助成するもの。

- ・JR四国 2,000万円
- ・ことでん 2,000万円
- ・バス事業者 7,590万円(10万円/台)
- ・タクシー事業者 8,320万円(5万円/台)
- ・運転代行事業者 1,000万円(4万円/台)
- ・高松空港 2,000万円

<問い合わせ先>
交流推進部交通政策課

2 公共交通機関の支援

2 定期旅客船事業者支援事業（33百万円）

【内容】

新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化する中においても、定期旅客航路の維持・確保が図られるよう、新しい生活様式への対応等に取り組もうとする定期旅客船事業者に対し支援を行うもの。

<問い合わせ先>
土木部港湾課